

<行動計画>

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境の整備の為、仕事と子育ての両立を図る為の「一般事業主行動計画」を策定し、労働条件の整備に努める。

1. 計画期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

2. 計画内容

目標1：男性育児休業取得等(子の看護休暇を含む)を1人以上出す。

<対策> 平成23年4月1日～

- ① 各所属長へ会議を通じて法人内の育児休業者の把握と理解の徹底
- ② 育児休業を考えている職員へ相談窓口（法人事務局）の設定

目標2：年次有給休暇の取得促進

<対策> 平成23年4月1日～

- ① 半日単位、1時間単位の有給休暇取得を制度化する。

目標3：若年者に対するインターンシップ等の就業に対する見学、体験機会、実習の場を提供、並びにトライアル雇用等を通じた雇い入れをする事で、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進を行う。

<対策> 平成23年4月1日～

- ① 各部署に受け入れ体制の検討をしてもらい、受け入れ体制の確立
- ② 各所属長へ会議を通じて全職員への周知徹底

<メッセージ>

当法人において育児休業は、育児休業法制定前(25年以上前)から導入しており、職員の離職防止になっていました。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、電子カルテ導入も行い、子育て中の職員に対して働きやすい環境整備を行っています。

上記取組に対して、公的評価を示すには「くるみんマーク」取得が必要不可欠であり、かつ、ホームページ、名札、院内掲示等に活用し、当法人の取り組み実績を広く理解していただきたく思っております。